

長崎大学における事業所内の特定病原体等の運搬要領

長崎大学生物災害防止安全委員会

(目的)

- 1 この要領は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」とする。)に規定する特定病原体等(以下「病原体等」とする。)を所持する事業所(以下「事業所」とする。)において、事業所内において病原体等を移動する必要がある際の運搬方法について、「長崎大学生物災害等防止安全管理規則」(以下「規則」とする。)に基づき、事故の未然防止を図ることを目的とする。
- 2 本学内の異なる事業所間の病原体等の移動については、この要領によらず、感染症法に規定する方法で、これを運搬するものとする。

(定義)

- 3 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 管理区域 感染症法及び規則に規定する病原体等を保管又は取扱う区域をいう。
 - (2) 臨時管理区域 病原体等を運搬する際の経路を一時的に上記管理区域に準じて指定する区域をいう。

(運搬前の事前準備)

- 4 病原体等を移動する場合、その前日までに以下の準備を行っておくこととする。
 - (1) 病原体等を移動する日時は、原則として外部の来客者等が多い日時を避けるよう配慮することと。
 - (2) 臨時管理区域を設定し、同区域に面する研究室へ事前に周知し、注意喚起しておくこと。
 - (3) 運搬経路上に不審物が無いか、また、廊下、屋外において通行に支障のある物は無いか等再度確認しておくこと。

(運搬方法)

- 5 運搬方法は以下の点に留意することとする。
 - (1) 運搬は、運搬担当者及び監視担当者等役割を分担し、最低2名以上で行うこととする。
 - (2) 病原体等の入った密封チューブを専用容器に入れ運搬することとする。
 - (3) 屋外を運搬する必要がある場合、安全確保監視役を置き、場合によっては、通行者及び車両を一時的に規制することとする。
 - (4) 屋外を運搬する際に荒天の場合は、防水のため専用容器をビニール袋等で包んでおくこととする。
 - (5) エレベーターを使用する場合、運搬担当者以外の同乗者を避けて運搬することとする。

(事故)

- 6 運搬時に転倒事故が発生した場合は、直ちに病原体の拡散防止措置を図るとともに、作業責任者へ報告するものとする。
また、盗取事故に遭った場合には、直ちに作業責任者へ報告するものとする。

(その他)

7 運搬時には、以下の物を携行することとする。

- ・ 運搬容器を充分覆うことができるシートまたはビニール袋
- ・ 使い捨てマスク
- ・ 使い捨てビニール手袋
- ・ 0.1%次亜塩素酸ナトリウム溶液 (500ml 程度)

以 上